

ユニバーサルサービス政策委員会（第12回）議事概要

1. 日時 平成22年10月19日（火）14時00分～15時40分
2. 場所 総務省 第1特別会議室（8階）
3. 出席者
委員 黒川主査、酒井主査代理、東海委員、関口委員、菅谷委員、三友委員、長田委員、藤原委員
総務省 原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、吉田料金サービス課企画官、鈴木料金サービス課課長補佐、園田料金サービス課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、山野料金サービス課課長補佐
4. 議題
ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について
5. 模様
事務局より資料について説明後、議論。

藤原： 今回の検討結果によれば、NTTは光とメタルのどちらを提供するか選択できることになるが、メタルの提供を拒否された利用者が、その提供を求めて訴訟を提起した場合、事業法上の手当が不十分だと契約法上の話になってしまい、NTTが敗訴するおそれもある。この点、法文上、メタルか光のいずれかの提供で足りることを確実に読めるようにする必要があるのではないか。

答申案P15の『ユニバーサルサービスの対象範囲を限定的にとらえることにより、そうした地域での光ファイバの整備が抑制されるとすれば適当ではない』は、書きすぎではないか。

答申案P15の『今後の検討課題』において、『自治体IRU地域等において新たに提供される光IP電話の基本料額が、加入電話の住宅用3級局の基本料額を相当程度超える場合でも、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるのではないか』は理解できない。アフォーダビリティは誰にとってのものなのかを考えるべき。自治体IRU地域等における料金も契約によるものではあるが、答申案はこれに対してなるべく料金を低く誘導するような姿勢を示すべき。1800円なら許容範囲と読めてしまうのは問題。あくまで1700円を目安とすることが望ましいとして頂きたい。

P26の『検討課題』は、基礎的電気通信役務に係る役務の提供義務を会社単位で見ると、地域単位でみるのか、という問題だと認識している。

黒川： 事業法上の手当について、具体的なイメージがあるか。

藤原： 法律か政省令かはともかく、基礎的電気通信役務の提供義務の中に書き込むのだろう。

関口： NTT法にせよ、事業法にせよ、基礎的電気通信役務の範囲についてはじめて触れるのが事業法施行規則第14条なので、ここで定めるような印象を持っている。

藤原： 省令でも可能だが、重要な話なのだから法改正で対応する方が好ましいと思う。

菅谷： 答申案P14『基本料額については、当該地域における加入電話の最低の基本料額を上回る場合があり、この点についてどのように考えるべきかを検討する必要がある』を受けて『光IP電話は、(中略)基本料について、加入電話を上回る場合があるのは、現状における光ファイバ敷設コスト等によるものと考えられる。』とあるが、実際には現在の加入電話の料金体系がコスト主義になっていないことが大きいのではないか。その意味でこの書きぶりはミスリーディング。

答申案P15の3段落目で、光IP電話の基本料と加入電話の住宅用3級局の基本料を比較しているが、自治体IRU地域の多くは住宅用1級局だと思う。なぜ住宅用3級局と比較しているのか。比較すること自体はよいが説明がないのは問題。

藤原： 厳密な比較をすればきりが無いが、とりあえずアフォーダブルかどうか判断するためであれば、一番高い料金との比較でもよいだろうとの問題意識。

菅谷： 答申案P15の『今後の検討課題』は私も問題だと思う。アフォーダビリティの議論はコストとは別概念のはず。アフォーダブルをコスト面で論じているように感じられてならない。

酒井： 修正を望むものではないか気づいた点をコメントする。

答申案P27の『光ファイバ以外の技術の扱い』について、技術革新等によりメタルでブロードバンドを提供できる可能性もあるのに、メタルがちょっと阻害されているように感じた。もちろん、『以外』にメタルが含まれることは理解しているが。

メタルIP電話について、ユーザー宅で変換されるものと局で変換されるものがあるが、後者は今の加入電話とほとんど変わらないか、今の加入電話そのもの。したがって、光IP電話を認めるのであれば、これは認めないとおかしい。

答申案P30の『ブロードバンドの整備・維持についての考え方』において、ブロードバンド基盤の整備についてユニバーサルサービス基金から補てんすることは馴染まないとしているが、それも有り得ない話ではないことに留意が必要。また、維持管理についてユニバーサルサービス基金から補てんすることは有り得る話。その場合でも、減価償却を補てんの対象とするならば、実質的に整備も対象としていると言えるのではないか。

東海： 答申案を評価。

三友： 先が見えない中、よくまとめたのではないか。

アフォーダビリティの議論について、加入電話においては競争がなかったから、ユニバーサルサービスの料金について、政策的に決めることに意味があったが、ブロードバンドでは競争がある。このことに留意せずにアフォーダビリティの議論をして、加入電話での論理がブロードバンドにも適用されないようにしなければならない。競争があるなら市場原理が働き、現状では高い料金もいずれは下がるのだから、この場でいくらと言う必要はないと思う。P15の記述はあいまいだが、書きすぎていないのでいいと思う。今回決めたことが将来に対して制約にならないようにすべき。

報告書には、今回決めた枠組みがいつまで適用されるのか、どのタイミングで次の検討が必要かが、記載されていない。

関口： 答申案P15の『今後の検討課題』は私も問題だと思う。『今後の検討課題』の前に『現行の加入電話の住宅用3級局の基本料額の範囲を超える場合でもユニバーサルサービスとなりうる』と言っておきながら、『今後、例えば、自治体IRU地域等において新たに提供される光IP電話の基本料額が、加入電話の住宅用3級局の基本料額を相当程度超える場合でも、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるのではないか』と言われてしまうと、どこまでがいいのかと思ってしまう。

長田： 答申案P15の『今後の検討課題』はおかしいと思う。国民のコンセンサスを得るためには、負担が増えないことが必要。「光の道」構想との兼ね合いで検討課題がたくさんあると言うに留めるべき。

菅谷： P15からの(イ)は、P16の1段落目「また、仮に今後、」を「また、今後、」として書き始めればよいのではないかと。

三友： 1700円程度であればアフォーダビリティの要件を満たすとしていることについて、IRU地域はコスト的に大丈夫だろうが、それ以外の地域もたくさんあるわけで、そのような地域が自前でネットワークを敷設するには、1700円程度では難しいのではないかと。1700円程度とすると投資のインセンティブが働かないのではないかと。

関口： 第10回の資料1-2のP7に、約90の自治体が自治体IRU方式でサービス提供中、約240の自治体がIRU方式でのサービス提供に取り組んでいるとある。これを見る限り全体としてブロードバンドへの投資は行われているように思う。

三友： それらの自治体も地図に落とすと点にすぎない。

関口： ブロードバンド自体への投資はあるのだと思う。したがって、光IP電話単体の料金に上限を設定したとしても、それほど問題になるとは思えない。むしろ、既存の料金をベースに考えた方がよいのではないかと。

(以上)